

令和 5 年 3 月 28 日県営土地改良事業（中山間地域総合整備事業（農業用排水施設））北多久地区の工事が完了したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 3 第 3 項の規定により公告する。

令和 7 年 8 月 12 日

佐賀県知事      山      口      祥      義